

氏 名 (法人にあっては名称)	カワサキグリーンエナジー株式会社
住 所	神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	無		
電 気 事 業 の 概 要	東北、東京、中部、関西、中国、四国エリアにおいて、主に中小規模のオフィスビルや工場等の需要家に電力供給しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	営業部および需給管理センターで運営しています。 需給管理から小売販売まで、一連の業務を担い、CO2排出量の把握を行っています。 また、KHIグループ発電設備の活用を検討しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2023 年度)	0.439 (kg-CO ₂ /kWh)	0.465 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2024 年度)	0.350 (kg-CO ₂ /kWh)	0.350 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2028 年度)	0.300 (kg-CO ₂ /kWh)	0.300 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2043 年度)	0.200 (kg-CO ₂ /kWh)	0.200 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方)		
	再生可能エネルギー発電による、電力調達を検討します。 J-クレジットおよび非化石証書の購入を検討します。 基礎排出係数が低い、発電または小売電気事業者からの調達を検討します。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	7 (千kWh)	1.00 (%)
	短期目標 (2028 年度)	41 (千kWh)	6.00 (%)
	長期目標 (2043 年度)	2028年度以上 (千kWh)	2028年度以上 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	グループ内の再生可能エネルギー発電の電気調達を検討します。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	19 (千kWh)	5.50 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	41 (千kWh)	6.00 (%)
	短期目標 (2028 年度)	43 (千kWh)	10.00 (%)
長期目標 (2043 年度)	2028年度以上 (千kWh)	2028年度以上 (%)	
(目標に係る措置の内容)			
J-クレジット(再エネ電力)および非化石証書(再エネ指定)の購入を検討します。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	自治体保育クリーンセンター等の、余剰電力売却入札へ参加を検討します。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社火力発電所を保有していません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	・取次店と協力し、LEDや高効率空調機器などの、省エネ機器の販売をしています。 ・取次店と協力し、電気使用量削減に向けて、各種提案を行っています。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	・グリーン購入を推進しています。 ・不要な照明消灯など省エネに取り組んでいます。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除いたものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除いたものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。